

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令 新旧対照表
 第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（附属申告書等）</p> <p>第二条の二 略</p> <p>2 市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条第三項から第五項までに規定する書類その他の書類又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつてゐるもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつてゐるもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 法第四十五条の二第五項及び第三百七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第二項の表の（三の二）の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる</p>	<p>（附属申告書等）</p> <p>第二条の二 略</p> <p>2 市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条第三項から第五項までに規定する書類その他の書類</p> <p>― 所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつてゐるもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつてゐるもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 法第四十五条の二第五項及び第三百七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第二項の表の（三の二）の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる</p>

寄附金を受領した法第三十七條の二第三項又は第三百十四條の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四 略

2 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十一項第三号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議

寄附金を受領した法第三十七條の二第三項又は第三百十四條の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
を添付しなければならない。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四 略

2 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第十七項第三号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議

(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の四第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三略

四 第一号の申立てに係る地方法人税額(租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項及び第三条の四の四において同じ。)

五 略

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の三 略

2 政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第五十三条第二十三項に規定する連結親法人をいう

(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の四第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三略

四 第一号の申立てに係る地方法人税額(租税特別措置法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項及び第三条の四の四において同じ。)

五 略

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の三 略

2 政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第五十五条の四第一項に規定する連結親法人をいう

。次条において同じ。）が第五十五条の四第一項の申立てをしたことを証する書類

- 二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号（同法第六十八条の百七の第二十三項）において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第二十二項第三号（同法第六十八条の百七の第二十三項）において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類
- 三 政令第九条の九の五第三項第四号に規定する場合に該当するときに、
は、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式）

第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

。次条において同じ。）が同項の申立てをしたことを証する書類

- 二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の第二十三項）において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の第二十三項）において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類
- 三 政令第九条の九の五第三項第四号に規定する場合に該当するときに、
あつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式）

第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税
について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請書類)

第五条の二 略

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十二項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の第十八項第三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものと及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の二第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請書類)

第五条の二 略

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の第十八項第十項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の二第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の四 略

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第七十二条の三十九の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。)が第七十二条の三十九の四第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号(同法第六十八条の百七の二十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものと及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の三第四項第四号に規定する場合に該当するときに、は、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の百四第四項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 法第七十二条の百四第四項に規定する統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の四 略

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第七十二条の三十九の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。)が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号(同法第六十八条の百七の第二十項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものと及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の三第四項第四号に規定する場合に該当するときに、あつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の百四第四項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 法第七十二条の百四第四項に規定する統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計

の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 略

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則

によつて調査した平成二十一年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号、次条第二号及び第七条の二の十二ただし書において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

第八条の十四から第八条の二十七まで 削除

の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 略

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）によつて調査した平成二十一年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号、次条第二号及び第七条の二の十二ただし書において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（法第一百八条第二項の自動車の通常の取引価額）

第八条の十四 法第一百八条第二項に規定する総務省令で定めるところに

より算定した金額は、同項各号に掲げる自動車の取得に係る自動車を自

動車の小売販売業者が通常の取引形態により、購入者に対し自由に販売のため提供するものとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額とする。

(自動車取得税に係る申告書等の様式)

第八条の十五 法第二百二十二条第一項の規定によつて提出すべき申告書又は同条第二項の規定によつて提出すべき報告書の様式は、第十六号の九の様式によるものとする。

(法第二百二十二条第一項第三号の自動車の取得)

第八条の十六 法第二百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める自動車の取得は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得とする。

(法第二百二十二条第一項第三号の総務省令で定める日)

第八条の十七 法第二百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める日は、道路運送車両法施行規則第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)とする。

(自動車取得税の修正申告書の記載事項)

第八条の十八 法第二百二十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は

次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 自動車の取得がされた年月日
- 四 自動車の取得の原因
- 五 自動車の種類、用途、車名及び型式
- 六 自動車の定置場
- 七 すでに納付の確定した自動車取得税額
- 八 自動車取得税の課税標準額及び税額
- 九 前号の自動車取得税額に相当する金額から第七号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

(自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第八条の十九 法第二百二十六条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第四百四十三条第一項の総務省令で定める市町村道)

第八条の二十 法第四百四十三条第一項に規定する総務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定によつて料金を徴収する市町村道とする。

(法第四百四十三条第二項の総務省令で定める道路)

第八条の二十一 法第四百四十三条第二項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法の規定によつて料金を徴収する道路とする。

(道路の延長及び面積の算定)

第八条の二十二 法第四百四十三条第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の開発道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は法第四百四十三条第二項の指定市（第八条の二十四第二項及び第八条の二十七第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更が

あつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

(市町村道の延長及び面積の補正)

第八條の二十三 前條の規定によつて算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第八條の二十五に規定する方法によつて、補正するものとする。

2 市町村道の延長は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋りようを除く。以下この表において同じ。）	〇・九
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	一・〇
木橋	四二・〇
橋りよう（木橋を除く。）	一・〇

3 前項の規定によつて補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この項、第六項及び第八條の二十七において同じ。）に係る市町村道の延長（前條の規定によつて算定した市町村道の延長をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
--------	---

五〇人以下のもの

五〇人を超え一〇〇人以下のもの

一〇〇人を超え一五〇人以下のもの

一五〇人を超え二〇〇人以下のもの

二〇〇人を超え二五〇人以下のもの

二五〇人を超え三〇〇人以下のもの

三〇〇人を超え三五〇人以下のもの

三五〇人を超え四〇〇人以下のもの

四〇〇人を超え四五〇人以下のもの

四五〇人を超え五〇〇人以下のもの

五〇〇人を超え五五〇人以下のもの

五五〇人を超え六〇〇人以下のもの

六〇〇人を超え六五〇人以下のもの

六五〇人を超え七〇〇人以下のもの

七〇〇人を超え七五〇人以下のもの

七五〇人を超え八〇〇人以下のもの

八〇〇人を超え八五〇人以下のもの

八五〇人を超え九〇〇人以下のもの

九〇〇人を超え九五〇人以下のもの

九五〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの

一、〇〇〇人を超え一、〇五〇人以下のもの

一、〇五〇人を超え一、一〇〇人以下のもの

一、一〇〇人を超え一、一五〇人以下のもの

一・〇

一・三

一・五

一・七

二・〇

二・二

二・四

二・七

二・九

三・一

三・三

三・六

三・八

四・〇

四・三

四・五

四・七

五・〇

五・二

五・四

五・六

五・九

六・一

一、一五〇人を超え一、二〇〇人以下のもの	六・三
一、二〇〇人を超え一、二五〇人以下のもの	六・六
一、二五〇人を超え一、三〇〇人以下のもの	六・八
一、三〇〇人を超えるもの	七・〇

4 第二項の表中木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

5 市町村道の面積は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋りようを除く。以下この表において同じ。）	一・一
路面幅員六・五メートル未満四・五メートル以上の市町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七
橋りよう	一〇・八

6 前項の規定によつて補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積（前条の規定によつて算定した市町村道の面積をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除いて得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二

二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六
四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超えるもの	四・七

(一) 一般国道等の延長及び面積の補正)

第八條の二十四 第八條の二十二の規定によつて算定した一般国道等(法

第四百四十三條第二項に規定する一般国道等をいう。以下この條及び次條

第四項において同じ。)の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法によつて補正するものとする。

2 一般国道等の延長は、法第百四十三条第二項の指定道府県(以下この条及び第八条の二十七第四項において「指定道府県」という。)に係る一般国道等の延長(第八条の二十二の規定によつて算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。)を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値又は指定市の人口(当該指定市の人口を除く。以下第四項において同じ。)又は当該指定市の人口を除いて得た数による次表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの	一・五
二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下のもの	一・九
三、〇〇〇人を超え四、〇〇〇人以下のもの	二・三
四、〇〇〇人を超え五、〇〇〇人以下のもの	二・七
五、〇〇〇人を超え六、〇〇〇人以下のもの	三・一
六、〇〇〇人を超え七、〇〇〇人以下のもの	三・六
七、〇〇〇人を超え八、〇〇〇人以下のもの	四・〇
八、〇〇〇人を超え九、〇〇〇人以下のもの	四・四
九、〇〇〇人を超え一〇、〇〇〇人以下のもの	四・八
一〇、〇〇〇人を超え一一、〇〇〇人以下のもの	五・二

一一、〇〇〇人を超え一二、〇〇〇人以下のもの	五・七
一二、〇〇〇人を超え一三、〇〇〇人以下のもの	六・一
一三、〇〇〇人を超え一四、〇〇〇人以下のもの	六・五
一四、〇〇〇人を超えるもの	六・九

3 | 一般国道等の面積は、次表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道等の種別	一般国道等の種別		率
	指定区間内の	指定区間外の	
一般国道（橋りようを除く。）	砂利道	舗装道	〇・七
	舗装道	砂利道	〇・六
高速自動車国道（橋りようを除く。）	舗装道	砂利道	一・〇
	砂利道	舗装道	〇・六
都道府県道（橋りようを除く。）	舗装道	砂利道	一・〇
	砂利道	舗装道	〇・五
橋りよう			四・三

4 | 前項の規定によつて補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積（第八条の二十二の規定によつて算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
---------------	---

五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・二
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・四
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	一・八
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・〇
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・三
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・五
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・七
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	二・九
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・一
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・三
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・五
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	三・七
七〇〇人を超えるもの	三・九

5 第三項の表中の指定区間とは道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第八條の二十五 第八條の二十三第三項及び第六項並びに前條第二項及び第四項の人口とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三條の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この条において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第八条の二十三第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場においては、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第一百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。

4 前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第八条の二十三第二項、第五項及び前条第三項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第八条の二十三第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数にメートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

(自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第八条の二十六 市町村長(特別区の区長を含む。)は、道府県知事の定めるところにより、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条の二十七 道府県は、法第四百四十三条第一項の規定によつて市町村に対し自動車取得税額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期(当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期)において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。

この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積(第八条の二十三の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した自動車取得税額に乗じて得た額とする。

一(錯誤を修正した後の市町村道の延長－錯誤を修正する前の市町村道の延長)／錯誤を修正する前の市町村道の延長)＋(錯誤を修正した後の市町村道の面積－錯誤を修正する前の市町村道の面積)／錯誤を修正する前の市町村道の面積)×(1/2)

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十二条の九第二項の規定によつて当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する政令第四十二条の九第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定道府県が法第百四十三条第二項の規定によつて指定市に対し自動車取得税額を交付する場合について準用する。

(法第百四十五条第五号のエネルギー消費効率)

第九条 法第百四十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第

二号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)に定める基準エネルギー消費効率

(法第四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第九條の二 法第四十九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第九條の四において「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法第四十九条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量

をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

3 法第百四十九条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第九条の四において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細

目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4 | 法第四百九条第一項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 | 法第四百九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

6 | 法第四百九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7 | 法第四百九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 | 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 | 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第九項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当

該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8| 法第四百九条第一項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第八項の基準とする。

9| 法第四百九条第一項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10| 法第四百九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11| 法第四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

12| 法第四十九条第一項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

13| 法第四十九条第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定

基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14 法第四百九条第一項第五号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15 法第四百九条第一項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16 法第四百九条第一項第五号ニ(1)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

17 法第四百九条第一項第五号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に

該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18| 法第四百九条第一項第五号ホ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第六十四項第一号の基準とする。

19| 法第四百九条第一項第五号へに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

20| 法第四百九条第二項に規定する平成三十二年燃費エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」

という。) 第一条第二号に掲げる方法とする。

21) 法第四百九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

22) 法第四百九条第二項において準用する同条第一項(第四号イ及びロに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第七項及び第九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項第二号		
第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル(第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)	が百十以上であること及び	第三条に規定する十・十五モード燃費値(第九項第二号において「十・十五モード燃費値」という。)
「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。		が同条第一号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率(第九項第二号において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)
当該自動車	が平成三十二年	自動車のエネルギー消費

	<p>年度燃費基準十パーセント向上達成車</p>	<p>効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号に掲げる方法（第九項第二号において「JCO八モード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車は平成二十二年燃費基準六十五パーセント向上達成車</p>
<p>第九項第二号</p>	<p>実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車</p>	<p>JCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと並びに</p>

ないこと及び当該自動車
が平成二十二年度燃費基
準五十パーセント向上達
成車

(法第五十六条の自動車の取得のために通常要する価額)

第九条の三 法第五十六条に規定する自動車の取得のために通常要する
価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に
掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録を受けるべ
き自動車 当該自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業
者から取得するとした場合における当該自動車の販売価額に相当する
金額

- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車が初めて前号に規定
する新規登録(以下この号において「初回新規登録」という。)を受
けたときにおける前号に定める金額に、初回新規登録を受けた日の属
する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を
乗じて得た額

(法第五十七条第一項第一号イの乗用車等)

第九条の四 法第五十七条第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令
で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに

掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

2| 二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

2| 法第五十七条第一項第一号に規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3| 法第五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法第五十七條第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法第五十七條第一項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一條第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 法第五十七條第一項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

7| 法第五十七條第一項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

8| 法第五十七條第一項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9| 法第五十七條第一項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係

る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。とする。

10) 法第五十七條第二項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11) 法第五十七條第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

12 法第五十七條第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13 法第五十七條第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一條第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

14 法第五十七條第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15] 法第五十七條第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16] 法第五十七條第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

17] 法第五十七條第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る

自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。」とする。

18) 法第五十七條第四項において準用する同條第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項第二号 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び</p>	<p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次項第二号及び第十項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率（次項第二号及び第十項第二号において「平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
--	--

	<p>第二項第二号</p>	
	<p>当該自動車は平成三十二年燃費基準達成車</p>	<p>自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号に掲げる方法（次項第二号及び第十項第二号において「JCO八モード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されてい ないこと及び当該自動車 向上達成車</p>
<p>当該自動車は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び</p>	<p>JCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車</p>
	<p>び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

	第十項第二号	<p>が平成二十二年燃費基準四十四パーセント向上達成車</p>
	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
	<p>当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車</p>	<p>JCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車</p>

(環境性能割に係る申告書等の様式)

第九条の五 法第六十条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条

第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

第九條の六 法第六十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 自動車の取得がされた年月日
- 四 自動車の取得の原因
- 五 自動車の種別、用途、車名及び型式
- 六 自動車の定置場
- 七 既に納付の確定した環境性能割額
- 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

(自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第九條の七 法第六十五条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第七十七條の六第一項の總務省令で定める市町村道)

第九條の八 法第七十七條の六第一項に規定する總務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定により料金を徴収する市町村道とする。

(法第七十七條の六第二項の總務省令で定める道路)

第九條の九 法第七十七條の六第二項に規定する總務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法の規定により料金を徴収する道路とする。

(道路の延長及び面積の算定)

第九條の十 法第七十七條の六第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八條に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九條の路線の認定の公示、同法第十八條第一項の道路の区域の決定の公示及び同條第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四條の開発道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする

。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は法第七十七條の六第二項の指定市（第九條の十二第二項及び第九條の十五第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

（市町村道の延長及び面積の補正）

第九條の十一 前條の規定により算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第九條の十三に規定する方法により、補正するものとする。

2 市町村道の延長は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別		率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋梁を除く。以下この表において同じ。）		〇・九
路面幅員四・五メートル未満の市町村道		一・〇
木橋		四二・〇
橋梁（木橋を除く。）		一・〇

3 前項の規定により補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この項、第六項及び第九條の十五において同じ。）に係る市町村道の延長（前條の規定により算定した市町村道の延長をい

う。)を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・三
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・五
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・七
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	二・〇
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・二
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・四
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・七
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・九
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	三・一
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・三
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・六
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・八
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	四・〇
七〇〇人を超え七五〇人以下のもの	四・三
七五〇人を超え八〇〇人以下のもの	四・五
八〇〇人を超え八五〇人以下のもの	四・七
八五〇人を超え九〇〇人以下のもの	五・〇
九〇〇人を超え九五〇人以下のもの	五・二

九五〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの	五・四
一、〇〇〇人を超え一、〇五〇人以下のもの	五・六
一、〇五〇人を超え一、一〇〇人以下のもの	五・九
一、一〇〇人を超え一、一五〇人以下のもの	六・一
一、一五〇人を超え一、二〇〇人以下のもの	六・三
一、二〇〇人を超え一、二五〇人以下のもの	六・六
一、二五〇人を超え一、三〇〇人以下のもの	六・八
一、三〇〇人を超えるもの	七・〇

4 | 第二項の表において「木橋」とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

5 | 市町村道の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋梁を除く。以下この表において同じ。）	一・一
路面幅員四・五メートル以上六・五メートル未満の市町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七
橋梁	一〇・八

6 | 前項の規定により補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積（前条の規定により算定した市町村道の面積をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の

下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分		率
一〇人以下のもの	一・〇	
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二	
二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四	
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六	
四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八	
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇	
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一	
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三	
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五	
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七	
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九	
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一	
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二	
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四	
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六	
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八	
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇	
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一	
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三	
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五	
二〇〇人を超えるもの	四・七	

(一) 一般国道等の延長及び面積の補正)

第九條の十二 第九條の十の規定により算定した一般国道等（法第七十七條の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この條及び次條第四項において同じ。）の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次條に規定する方法により補正するものとする。

2 一般国道等の延長は、法第七十七條の六第二項の指定道府県（以下この條及び第九條の十五第四項において「指定道府県」という。）に係る一般国道等の延長（第九條の十の規定により算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。）を千メートルで除して得た數値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た數値で當該指定道府県の人口（當該指定市の人口を除く。第四項において同じ。）又は當該指定市の人口を除して得た數による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの	一・五
二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下のもの	一・九
三、〇〇〇人を超え四、〇〇〇人以下のもの	二・三
四、〇〇〇人を超え五、〇〇〇人以下のもの	二・七
五、〇〇〇人を超え六、〇〇〇人以下のもの	三・一
六、〇〇〇人を超え七、〇〇〇人以下のもの	三・六

七、〇〇〇人を超え八、〇〇〇人以下のもの	四・〇
八、〇〇〇人を超え九、〇〇〇人以下のもの	四・四
九、〇〇〇人を超え一〇、〇〇〇人以下のもの	四・八
一〇、〇〇〇人を超え一一、〇〇〇人以下のもの	五・二
一一、〇〇〇人を超え一二、〇〇〇人以下のもの	五・七
一二、〇〇〇人を超え一三、〇〇〇人以下のもの	六・一
一三、〇〇〇人を超え一四、〇〇〇人以下のもの	六・五
一四、〇〇〇人を超えるもの	六・九

3 | 一般国道等の面積は、次の表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道等(橋梁を除く。)	一般国道等の種別				率
	指定区間内の一般国道	指定区間外の一般国道	舗装道	砂利道	
高速自動車国道(橋梁を除く。)					〇・六
都道府県道(橋梁を除く。)			舗装道	砂利道	一・〇
橋梁			舗装道	砂利道	四・三

4 | 前項の規定により補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積(第九条の十の規定により算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。)を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートル

で除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・二
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・四
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	一・八
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・〇
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・三
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・五
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・七
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	二・九
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・一
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・三
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・五
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	三・七
七〇〇人を超えるもの	三・九

5 第三項の表において「指定区間」とは、道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第九條の十三 第九條の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三條の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八條の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第九條の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第一百七十七條第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして、同項の規定を適用する。

4 前二條の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第九條の十一第二項、第五項及び前条第三項の道路の種類別ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の

数又は第九条の十一第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

(環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第九条の十四 市町村長（特別区の区長を含む。）は、道府県知事の定めるところにより、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第九条の十五 道府県は、法第七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期（当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期）において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乘じて得た額とする。

1 (錯誤を修正した後の市町村道の延長－錯誤を修正する前の市町村道の延長) / 錯誤を修正する前の市町村道の延長) + (錯誤を修正した後の市町村道の面積－錯誤を修正する前の市町村道の面積) / 錯誤を修正する前の市町村道の面積) × (1/2)

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十四条の八第二項の規定により当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する同条第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定道府県が法第七十七条の六第二項の規定により指定市に対し環境性能割額を交付する場合について準用する。

(法第七十七条の十二に規定する総務省令で定める方法)

第九條の十六 法第七十七条の十二に規定する総務省令で定める方法は、道府県知事から得た納付情報により納付する方法とする。

(種別割に係る申告書等の様式)

第九條の十七 法第七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

(法第五十一条の二に規定する総務省令で定める方法)

第九條 法第五十一条の二に規定する総務省令で定める方法は、道府県知事から得た納付情報により納付する方法とする。

(自動車税に係る申告書等の様式)

第九條の二 法第五十二条第一項の規定によつて提出すべき申告書又は報告書の様式は、第十六号の九様式によるものとする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の六 略

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十項)において準用する場合を含む(。に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十一項第三号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十項)において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等(法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。)との間の相互協議(法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の三第三項第四号に規定する場合に該当するときは、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の六 略

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項)において準用する場合を含む(。に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第十七項第三号(同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項)において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等(法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。)との間の相互協議(法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の三第三項第四号に規定する場合に該当するときは、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第三百二十一条の八第二十三項に規定する連結親法人をいう。)が第三百二十一条の十一の三第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号(同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第二十二項第三号(同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当するときは、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率)

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する連結親法人をいう。)が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号(同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第十八項第三号(同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当するときは、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率^一は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車^二で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを^三用いる軽自動車^四で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

3 法第四百四十六条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第十五条の十一において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

4 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第六項第二号

において「実施要領」という。) 第四条の二に規定する平成三十二年
度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び
第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という
。)が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当
該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車である
ことが記載されていること。

5 | 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以
降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令
で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る
部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とす
る。

6 | 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン
以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する
軽自動車とする。

一 | 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に
掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合す
るものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 | 実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成
レベル(第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平
成二十七年度燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であるこ
と及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七
年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されている
こと。

7 法第四百四十六条第二項に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

8 法第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

9 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第四項及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項第二号	第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び	第三条に規定する十・十五モード燃費値（第六項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率（第六項第二号において「平成二

<p>第六項第二号</p>	<p>実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準六十五パーセント向上達成車</p>		<p>当該軽自動車は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車</p>	<p>十二年度基準エネルギー消費効率」という。 〽に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号に掲げる方法（第六項第二号において「JCO八モード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車は平成二十二年燃費基準六十五パーセント向上達成車</p>
---------------	--	---	--	-------------------------------------	---

	<p>五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車</p>	<p>百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに JCO八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車は平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車</p>
--	--	---

（法第四百五十条の三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額）

第十五条の十 法第四百五十条に規定する三輪以上の軽自動車の取得のため

めに通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車を通常取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該三輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額

二 前号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車が初めて前号に規定する車両番号の指定（以下この号において「初回車両番号指定」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回車両番号指定を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

（法第四百五十一条第一号の乗用車等）

第十五条の十一 法第四百五十一条第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十

七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3| 法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4| 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・
--------	--------------------------------	-----------------------------------

	<p>当該軽自動車が平成三十二年 度燃費基準達成車</p>
<p>十五モード燃費値（次項 第二号及び第三項第二号 において「十・十五モー ド燃費値」という。）が 同条第一号に規定する平 成二十二年基準エネル ギー消費効率（次項第二 号及び第三項第二号にお いて「平成二十二年基 準エネルギー消費効率」 という。）に百分の百五 十を乗じて得た数値以上 であること並びに</p>	<p>自動車のエネルギー消費 効率の算定等に関する省 令に規定する国土交通大 臣が告示で定める方法第 一条第二号に掲げる方法 （次項第二号及び第三項 第二号において「JCO 八モード法」という。） により当該軽自動車のエ ネルギー消費効率が算定</p>

第二項第二号		第三項第二号
<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び</p>	<p>当該軽自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準</p>
<p>されていないこと及び当該軽自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車</p>	<p>JCO八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成三十二年燃費基準四十四パーセント向上達成車</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率が百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

<p>準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び</p>	<p>当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車</p>
<p>JCO八モード法により</p>	<p>当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車は平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車</p>

(環境性能割に係る申告書等の様式)

第十五条の十二

法第四百五十四条第一項の規定により提出すべき申告書

又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第三十三号の様式によるものとする。

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

第十五条の十三

法第四百五十五条第二項に規定する総務省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 三輪以上の軽自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 三輪以上の軽自動車の取得がされた年月日
- 四 三輪以上の軽自動車の取得の原因

- 五 三輪以上の軽自動車の種別、用途、車名及び型式
- 六 三輪以上の軽自動車の定置場
- 七 既に納付の確定した環境性能割額
- 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか市町村の条例で定める事項

(三輪以上の軽自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第十五条の十四 法第四百五十九条第一項に規定する総務省令で定める理由は、三輪以上の軽自動車の車体の塗色等が当該三輪以上の軽自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第四百六十三条の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車)

第十五条の十五 法第四百六十三条の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車とする。

(種別割に係る申告書等の様式)

第十六条 法第四百六十三条の十九第一項の規定により提出すべき次の

(法第四百四十四条第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車)

第十五条の八 法第四百四十四条第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車とする。

(軽自動車税に係る申告書等の様式)

第十六条 法第四百四十七条第一項の規定によつて提出すべき次の

表の上欄に掲げる申告書又は報告書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
(一) 軽自動車税(種別割) 申告(報告)書 (軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告(報告)書)	第三十三号の四の様式
(二) 軽自動車税(種別割) 申告(報告)書 兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る新規又は変更申告(報告)書)	第三十三号の五様式
(三) 軽自動車税(種別割) 廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る廃車申告書)	第三十四号様式

附 則

第四条の二から第四条の六まで 削除

表の上欄に掲げる申告書又は報告書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
(一) 軽自動車税申告(報告)書 (軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告(報告)書)	第三十三号の四様式
(二) 軽自動車税申告(報告)書 兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る新規又は変更申告(報告)書)	第三十三号の五様式
(三) 軽自動車税廃車申告書 兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る廃車申告書)	第三十四号様式

附 則

第四条の二 削除

(自動車取得税交付金を計算する場合に係る経過措置)

第四条の三 当分の間、第八条の二十二の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りょう現況調査に記載されている延長及び路面幅員による

ことができる。

2| 昭和五十七年度以前の各年度における地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第三十六号）第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第十七条の九及び附則第十条第一項の規定による道路（市町村道に限る。）の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合においては、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十八年度における第八条の二十三第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第八条の二十五第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び次条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一

項第九号の基準

3| 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一| 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条から附則第四条の六までにおいて「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二| 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4| 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5| 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載され

ている自動車とする。

6| 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7| 法附則第十二条の二の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び附則第四条の六において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（次条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8| 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

9| 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使

用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

10| 法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定し

ていること。

11] 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

12] 法附則第十二条の二の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13] 法附則第十二条の二の二第二項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

14] 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14] 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15] 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

16] 法附則第十二条の二の二第二項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げ

る要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

17 法附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第六十四項第一号の基準とする。

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2 | 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 | 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 | 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 | 法附則第十二条の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 | 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 | 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 | 法附則第十二条の二の三第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 | 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 | 法附則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。

とする。

7 | 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 | 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 | 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 | 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 | 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 | 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9 | 法附則第十二条の二の三第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係

る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

10) 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

11) 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

12] 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百六十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13] 法附則第十二条の二の三第三項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であることと及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14] 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定

基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

15] 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

16] 法附則第十二条の二の三第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16] 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

16] 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

17] 法附則第十二条の二の三第三項第二号に規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18] 法附則第十二条の二の三第三項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

19] 法附則第十二条の二の三第四項第一号イに規定する乗用車又は車両総

重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

20 法附則第十二条の二の三第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及

び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

21| 法附則第十二条の二の三第四項第一号ハに規定する車両総重量が二・

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

22| 法附則第十二条の二の三第四項第二号イに規定する車両総重量が二・

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

23| 法附則第十二条の二の三第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも

のは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

24 法附則第十二条の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

25 法附則第十二条の三第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

26 法附則第十二条の二の三第四項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

27 法附則第十二条の二の三第五項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

（法附則第十二条の二の五第一項第五号の平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法等）

第四条の六 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成三十二

年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法（以下この条において「JCOモード法」という。）とする。

2 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

3 法附則第十二条の二の五第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二の二第二項第四号イ③に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが

記載されていること。

4| 法附則第十二条の二の五第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5| 法附則第十二条の二の五第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に

係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 | 法附則第十二条の二の五第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 | 法附則第十二条の二の五第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 | 法附則第十二条の二の五第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9 | 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること⁹¹

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること⁹¹

10) 法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること⁹¹

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣＯ八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること^一。

（法附則第十二条の二の五第六項の路線バス等）

第四条の六の二 法附則第十二条の二の五第六項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとす^二る。

2 法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする^三。

3 法附則第十二条の二の五第七項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4 | 法附則第十二条の二の五第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

5 | 法附則第十二条の二の五第八項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 | 法附則第十二条の二の五第八項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7 | 法附則第十二条の二の五第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 | 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9 | 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する総務省令で定めるバ

スは、立席を有しないものとする。

10 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

11 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

12 法附則第十二条の二の五第九項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

13 法附則第十二条の二の五第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14 法附則第十二条の二の五第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15 法附則第十二条の二の五第十二項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）
 - イ 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする旨
 - ロ 自動車の取得価額
 - ハ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）
 - ニ 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）
 - ホ 内燃機関の燃料の種類
 - ヘ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造
- 二 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項
 - イ 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする旨
 - ロ 自動車の取得価額
 - ハ 乗車定員
- 三 法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受

(環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置)

第四条の九 当分の間、第九条の十の規定により道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

けようとする場合、次に掲げる事項（同条第九項第二号から第四号まで、第十項及び第十一項第三号から第五号までに掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の取得価額

ハ 自動車の車両総重量

ニ 乗車定員

16) 前項第一号ハからヘまで（法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及び二に掲げる事項は、当該自動車に係る法第百二十二条第一項若しくは第百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十九年度から平成三十二年度までの間における第九条の十一第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第九条の十三第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

(法附則第十二条の二の十二第一項の路線バス等)

第四条の十 法附則第十二条の二の十二第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証(以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。)に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の二の十二第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準とす

- る。
- 3| 法附則第十二条の二の十二第二項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。
 - 4| 法附則第十二条の二の十二第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第二項の基準及び公共交通移動等円滑化基準省令第四十二条の基準とする。
 - 5| 法附則第十二条の二の十二第三項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。
 - 6| 法附則第十二条の二の十二第三項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。
 - 7| 法附則第十二条の二の十二第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御

- 制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）を搭載した車両であることが記載されているものとする。
- 8| 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。
- 9| 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。
- 10| 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（次項及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。
- 11| 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。
- 12| 法附則第十二条の二の十二第四項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。
- 13| 法附則第十二条の二の十二第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を搭載した車両であることが記載されて

いるものとする。

14| 法附則第十二条の二の十二第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15| 法附則第十二条の二の十二第七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一| 法附則第十二条の二の十二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ| 法附則第十二条の二の十二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ| 自動車の通常の取得価額（法第五十六条に規定する通常の取得価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ| 自動車の乗車定員

二| 法附則第十二条の二の十二第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項第二号及び第三号、第五項各号並びに第六項第三号及び第四号に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ| 法附則第十二条の二の十二第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ| 自動車の通常の取得価額

ハ| 自動車の車両総重量（第九条の二第二項第一号に規定する車両総重量をいう。）

二 自動車の乗車定員

16| 前項第一号ハ又は同項第二号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(法附則第十二条の三第一項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第五条

2| ①|
略 略

(法附則第十二条の三第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第五条 法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃

機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び次条において「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2| 略
3| 略

4| 法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5| 法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されている自動

車とする。

(法附則第十二条の三第三項第二号の天然ガス自動車等)

第五条の二

(法附則第十二条の三第三項第二号の基準 等)
第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。)が三・五トン以下の自動車

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

① 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲

2) 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲

げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、第九条の二第三項第一号に規定する特定基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

3 | 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

4 | 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エ

エネルギー消費効率

5| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

6| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この号において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であること

2| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するガソリン自動車

で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 第九条の二第七項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であること

が記載されていること。

3 | 法附則第十二条の三第四項に規定するガソリン自動車

で総務省令で定

めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

- 二 第九条の二第九項第二号に規定する平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当

と。

- ロ 当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であること。

- 二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

- 7 | 法附則第十二条の三第三項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

- 8 | 法附則第十二条の三第四項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、

該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

(法附則第三十条第一項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の三

① 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る第十五条の九第一項に規定する自動車検査証(第四項及び次条において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

2) 4) 略

同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

(法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の三

法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び次条において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2) 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証

に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

3) 5) 略

(法附則第三十条第三項第二号の天然ガス軽自動車等)

第八条の三の四

① 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二

十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、第十五条の九第三項に規定する特定基準(以下この条において「特定基準」という。)に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

(法附則第三十条第三項第二号の基準 等)

第八条の三の四

法附則第三十条第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準とする。

2 | 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二

十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示

第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準(以下この条において「特定基準」という。)に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

3 | 法附則第三十条第四項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等

に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率(同法第八十条第一号イに規定す

るエネルギー消費効率をいう。)とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

4 法附則第三十条第四項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車 同表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる軽自動車 同表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

5 法附則第三十条第四項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(以下この条において「実施要領」という。)第四条の二に規定する平成三十二年年度燃費基準達成・向上達成レベル(第七項第一号において「平成三十二

2 法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の

軽自動車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 第十五条の九第四項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベル(第四項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 | 法附則第三十条第四項第二号に規定する貨物用の

軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 第十五条の九第六項第二号に規定する平成二十七年燃費基準達成レベル(第五項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 | 法附則第三十条第五項第一号に規定する乗用の

軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

年度燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものについて国土交通大臣が認定していること。

6 | 法附則第三十条第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(第八項第一号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

7 | 法附則第三十条第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

5 | 法附則第三十条第五項第二号に規定する貨物用の

軽自動車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動

車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8 | 法附則第三十条第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十

七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車（法附則第五十二条第一項に規定する被災自動

車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第百四十七
条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの
規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称
及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車
等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災
自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする自動
車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名
又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番
号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及
び次条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定
する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人
番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所
又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動
車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに
当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車
又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上の
ものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には
、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に
規定する代替自動車

車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第百十四条
第一項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称
及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車
の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災
自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする自動
車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名
又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番
号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条
において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定
する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人
番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所
又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動
車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに
当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の
規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（地方
税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平
成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）
附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む
。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第十四条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成二十八年改正法附則第十四条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車
規定する代替軽自動車

(4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
既に法附則第五十六条の三第二項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第二項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十六条の三第三項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法

法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(以下この条において「二十九年旧法」という。) 附則第五十二
条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項(地方税法及び国有資
産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法
律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法
」という。)) 附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用さ
れる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。) の
規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第二項に規定す
る代替自動車

- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項(平成二十四年改正法
附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含
む。以下この条及び次条第一項において同じ。) の規定の適用を
受けた二十九年旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

- (10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法
(以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法
」という。)) 附則第五十二条第二項(東日本大震災における原子
力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本
大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の
一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この号
において「地方税法等改正法」という。)) 附則第二条の規定によ
り読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条
第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む
。以下この条及び次条第一項において同じ。) の規定の適用を受

けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税

法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもの

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十二条第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合に於ては、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、前三号に掲げるもの

のほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十三条の二に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合）には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号

又は法人番号

のほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下同じ。）の同項各号又は同条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合）にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規

(個人番号又

は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた

定する法人番号をいう。以下この条において同じ。) (個人番号又

は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

同項に規定する代替自動車

(9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車が対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

二 当該対象区域内用途廃止等自動車 の法附則第五十二条第二項各号 又は第三項に規定する自動車持出困難区域 を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車 が法附則第五十二条第二項第二号 に掲げる自動車に 該当する場合には、同号に規定する自動車持出困難区域 の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車 が法附則第五十二条第二項第三号 に掲げる自動車に 該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車 の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ 若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車が対象区域内用途廃止等自動車 に代わるものと認めるに際し、法附則第五十二条第二項 又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号に規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号に規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当

する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車

する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車

車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別
- ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は

に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 対象区域内用途廃止等自動車 の法附則第五十二条第三項に規定する自動車持出困難区域 を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十四条第一項 に規定する場合には、同項 に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車 の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車 が営業用又は自家用のいずれであるかの別
- ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は

名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号

又は法人番号

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定を受けた同項に

名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項(平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項(平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項(地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハにおいて同じ。)の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項(地方税法等改正法附則第二条の

規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車 の法附則第五十二条第三項に規定する自動車持出困難区域 を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車 が法附則第五十二条第二項第二号 に掲げる自動車に 該当する場合には、同号に規定する自動車持出困難区域 の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車 が法附則第五十二条第二項第三号 に掲げる自動車に 該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車 の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ 若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に

規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、当該自動車等を同号

規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、当該自動車を同号

イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

（政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十四条の三 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十

六条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十六条の三第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の所有者

（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号及び次条第一項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及

イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車 が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあっては、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、当該移動させた日を確認するため当該自動車 の主たる定置場所所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（法第百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第十四条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及

- び次条において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項(平成二十八年改正法附則第十四条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項(平成二十八年改正法附則第二十条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項(平成二十八年改正法附則第二十条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「二十九年旧法」という。)附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法

「という。」附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の

例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

二 イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十六条の三第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げ

る書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十六条の三第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十六条の三第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車に営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十六条の三第二

項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の
公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二
項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自
動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二
項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移
動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五
十六条の三第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に
引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内
用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十六
条の三第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道
府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車
等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを
証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村
の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が
対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証す
る書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二條の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号に規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三

項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。)

(3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等(用途を廃止したものを除く。)に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が、法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類)

第二十五条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等

の所有者

の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車 (以下この項において「申請軽自動車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号

又は法人番号

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。)、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別

(政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類)

第二十五条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十七条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車(法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をい

う。以下この項において同じ。)の所有者(法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車 が営業用又は家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする軽自動車(二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)又は法人番号(同法

第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。)、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別

及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規

及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第一百三十一条の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十二条第二項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(2)及び第四項第一号ハ(2)において同じ。）の規定を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(3)及び第四項第一号ハ(3)において同じ。）の規定を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（①に掲げる代替自動車を除く。）
- (5) 既に法附則第五十七条第四項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(5)及び第四項第一号ハ(5)において同じ。）の規定を受けた法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に

定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

代わるものと市町村長が認める軽自動車(2)に掲げる代替自動車を除く。)

- (6) 既に法附則第五十七条第五項(平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(6)及び第四項第一号ハ(6)において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車(3)に掲げる他の自動車を除く。)

- (7) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項(地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(7)及び第四項第一号ハ(7)において同じ。)の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

- (8) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項(地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(8)及び第四項第一号ハ(8)において同じ。)の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

- (9) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項(地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(9)及び第四項第一

号ハ(9)において同じ。)の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(7)に掲げる代替自動車を除く。)

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項(地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(10)及び第四項第一号ハ(10)において同じ。)の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車(8)に掲げる他の自動車を除く。)

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書(第四項第二号)において「登録事項等証明書」という。)若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面(第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。)であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができ

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書(第四項第二号)において「登録事項等証明書」という。)若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面(第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。)であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができ

ない場合には、滅失し、若しくは損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類、被災自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車等の主たる定置場所所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十五条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 被災二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店

ない場合にあつては、滅失し、若しくは損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該自動車の主たる定置場所所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類、被災自動車の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車の主たる定置場所所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 被災二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店

若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロクニ 略

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合には、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車等が被災二輪自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合には、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより、同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるものほ

若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロクニ 略

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合にあつては、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車等が被災二輪自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合にあつては、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前三号に掲げるものほ

か、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

3 政令附則第三十五条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十七条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 略

二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車が増失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなった旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなったことについて証する書類

か、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十七条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 略

二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が増失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例で定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなった旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなったことについて証する書類

三 政令附則第三十五条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

4 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十六条の三第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項 に規定する場合にあっては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

口 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に

三 政令附則第三十四条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

4 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車 の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域 を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車 の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車 が営業用又は自家用のいずれであるかの別

口 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第一百三十一条の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- 規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三條の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三條の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六條の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六條の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六條の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二條第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二條第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

- (1) 既に法附則第五十二條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十二條第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十二條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(①に掲げる代替自動車を除く。)
- (5) 既に法附則第五十七條第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(②に掲げる代替自動車を除く。)
- (6) 既に法附則第五十七條第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車(③に掲げる他の自動車を除く。)
- (7) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二條第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (9) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七條第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(⑦に掲げる代替自動車を除く。)
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七條第五項の規

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十六条の三第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十六条の三第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受けたことを同条第二項又は第三項に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車

定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車(⑧)に掲げる他の自動車を除く。)

二 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けたことを同条第二項又は第三項に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車

等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の第三項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車等を法附則第五十条の二第二項第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の第三項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書

が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車等を法附則第五十条第二項第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書

「という。」及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため法附則第五十七条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

(3) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の第三項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) 略

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

「という。」及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合に於ては、当該移動させた日を確認するため法附則第五十七条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車 対象区域内用途廃止等自動車 に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

(3) 当該対象区域内用途廃止等自動車 法附則第五十二条第二項第三号 に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車 を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車 を解体したことを証する書類

(4) 略

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

5 政令附則第三十五条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項 に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 略

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六

5 政令附則第三十四条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 略

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六

項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト及びチ 略

二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ及びハ 略

三 二輪の小型自動車について法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ〜ハ 略

四 政令附則第三十五条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場

項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト及びチ 略

二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ及びハ 略

三 二輪の小型自動車について法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ〜ハ 略

四 政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場

合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6 政令附則第三十五条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ及びハ 略

二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があ

合にあつては、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6 政令附則第三十四条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ及びハ 略

二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があ

つた日

へ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト及びチ 略

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長^が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車^が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三及び四 略

五 政令附則第三十五条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（

つた日

へ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト及びチ 略

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長^が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車^が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三及び四 略

五 政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（

二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該対象区域内用途廃止等自動車等の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十六条の三第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に

二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（軽自動車）に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該対象区域内用途廃止等自動車の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に

引き渡し又は解体した日

へ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第一号の規定に該当する自動車等であつた場合には、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所所在の

引き渡し又は解体した日

へ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車 が対象区域内用途廃止等自動車 に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第一号の規定に該当する自動車であつた場合には、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に 該当する場合で、当該自動車 の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車 を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車 を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に 該当する場合で、当該自動車 の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車 の主たる定置場所所在の

市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該自動車等を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五條第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

口 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六

市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該自動車等を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四條第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

口 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六

項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

二 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

へ 略

二 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ及びロ 略

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ及びロ 略

項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

二 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

へ 略

二 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ及びロ 略

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ及びロ 略

- ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下において「持出日証明書」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書
- 9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十四条第一項 に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 略
- ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車等が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があ

- ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下において「持出日証明書」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書
- 9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十四条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 略
- ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車等が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があ

つた日

二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^{が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、}同号に規定する移動させた日

ホ及びへ 略

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^{が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、}対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 略

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^{が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合は、}当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）^{、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類}

つた日

二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^{が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、}同号に規定する移動させた日

ホ及びへ 略

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^{が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合は、}対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 略

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^{が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合は、}当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）^{、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類}

附則第五条による改正（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号））

改正後		改正前	
歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）			
歳入		歳入	
都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
款	項	目	略
略		略	
1 都（道府県）税	1～6 略	1 自動車取得税	1 都（道府県）税
	7 軽油引取税	1 軽油引取税	1～6 略
	8 自動車税	1 環境性能割	7 自動車取得税
	9～14 略	2 種別割	8 軽油引取税
2～15 略			9 自動車税
			10～15 略
市町村		市町村	
款	項	目	略
略		略	

<p>1 市 (町村) 税</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法人事業税交付金</p> <p>7 地方消費税交付金</p> <p>8 環境性能割交付金</p> <p>9～21 略</p>	<p>1～2 略</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>4～13 略</p> <p>1 法人事業税交付金</p> <p>1 地方消費税交付金</p> <p>1 環境性能割交付金</p>	<p>1 環境性能割</p> <p>2 種別割</p> <p>1 法人事業税交付金</p> <p>1 地方消費税交付金</p> <p>1 環境性能割交付金</p>	<p>1 市 (町村) 税</p> <p>2～5 略</p> <p>6 地方消費税交付金</p> <p>7 自動車取得税交付金</p> <p>8～20 略</p>	<p>1～2 略</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>4～13 略</p> <p>1 地方消費税交付金</p> <p>1 自動車取得税交付金</p>	<p>1 軽自動車税</p> <p>1 自動車取得税交付金</p> <p>2 旧法による自動車取得税交付金</p>
略					

備考 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「9 地方特例交付金」を「12 地方特例交付金」とし、以下順次3号ずつ繰り下げ、

「 2～5 略	
<u>6</u> 法人事業税 交付金	1 法人事業税交付金
<u>7</u> 地方消費税 交付金	1 地方消費税交付金
<u>8</u> 環境性能割 交付金	1 環境性能割交付金

備考 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金」を「11 地方特例交付金」とし、以下順次3号ずつ繰り下げ、

「 2～5 略	
<u>6</u> 地方消費税 交付金	1 地方消費税交付金
<u>7</u> 自動車取得 税交付金	1 自動車取得税交付 金
	1 自動車取得税交付 金

10	軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引 取税交付金
11	国有提供施設等所在市 町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金

すること。

歳

都 道 府 県

出

9	軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	2 旧法による自動車 取得税交付金
10	国有提供施設等所在市 町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金

すること。

歳

都 道 府 県

出

款	項	目
1～12 略		
13 諸支出金	1～6 略	
	7 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金
	8 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
	9 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金
	10 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
	11 利子割精算金	1 利子割精算金
14 略		

歳入予算に係る節の区分 (第十五条関係)

款	区	分	節

款	項	目
1～12 略		
13 諸支出金	1～6 略	
	7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
	8 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金
	9 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金 2 旧法による自動車取得税交付金
	10 利子割精算金	1 利子割精算金
14 略		

歳入予算に係る節の区分 (第十五条関係)

款	区	分	節

<p>地方消費税清算金</p> <p>地方譲与税</p> <p>利子割交付金</p> <p>配当割交付金</p> <p>株式等譲渡所得割交付金</p> <p>法人事業税交付金</p> <p><u>地方消費税交付金</u></p> <p><u>環境性能割交付金</u></p> <p>地方特例交付金</p> <p>地方交付税</p> <p>交通安全対策特別交付金</p> <p>繰入金</p> <p>繰越金</p>	<p>目と同一する。</p>	<p>地方消費税清算金</p> <p>地方譲与税</p> <p>利子割交付金</p> <p>配当割交付金</p> <p>株式等譲渡所得割交付金</p> <p><u>地方消費税交付金</u></p> <p><u>自動車取得税交付金</u></p> <p>地方特例交付金</p> <p>地方交付税</p> <p>交通安全対策特別交付金</p> <p>繰入金</p> <p>繰越金</p>	<p>目と同一する。</p>
--	----------------	---	----------------

附則第六条による改正（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号））

改正後	改正前
<p>（法別表第三の総務省令で定める事務）</p> <p>第三条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の地方人特別税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯罪嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>9～63 略</p>	<p>（法別表第三の総務省令で定める事務）</p> <p>第三条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 地方法人特別税等に関する暫定措置法</p> <p>（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の地方人特別税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>二 地方法人特別税等に関する暫定措置法</p> <p>による地方法人特別税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯罪嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>9～63 略</p>

(法別表第五の総務省令で定める事務)

第五条 略

2～7 略

8 法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）
附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）
附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯罪嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

9～63 略

(法別表第五の総務省令で定める事務)

第五条 略

2～7 略

8 法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 地方法人特別税等に関する暫定措置法
による地方法人特別税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 二 地方法人特別税等に関する暫定措置法

9～63 略

による地方法人特別税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯罪嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附則第七条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改 正 後	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="1061 159 1193 1115" style="text-align: center; vertical-align: middle;">別表（第三条関係）</td> <td data-bbox="534 159 1061 1115"> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）</p> </td> <td data-bbox="450 159 534 1115" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 555 1193 1115" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td data-bbox="534 555 1061 1115" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第十条、第十一条及び第十二条第一項</td> <td data-bbox="450 555 534 1115" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> </table>	別表（第三条関係）	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）</p>	略	略	第十条、第十一条及び第十二条第一項	略
別表（第三条関係）	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）</p>	略					
略	第十条、第十一条及び第十二条第一項	略					
改 正 前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="1061 1115 1193 2069" style="text-align: center; vertical-align: middle;">別表（第三条関係）</td> <td data-bbox="534 1115 1061 2069"> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法</p> <p>平成二十年法律第二十五号</p> </td> <td data-bbox="450 1115 534 2069" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1512 1193 2069" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td data-bbox="534 1512 1061 2069" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第十条、第十一条及び第十二条第一項</td> <td data-bbox="450 1512 534 2069" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> </table>	別表（第三条関係）	<p>地方法人特別税等に関する暫定措置法</p> <p>平成二十年法律第二十五号</p>	略	略	第十条、第十一条及び第十二条第一項	略
別表（第三条関係）	<p>地方法人特別税等に関する暫定措置法</p> <p>平成二十年法律第二十五号</p>	略					
略	第十条、第十一条及び第十二条第一項	略					

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（法第三十三条の五の三の額の算定方法）</p> <p>第一条の二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（法第三十三条の五の三の額の算定方法）</p> <p>第一条の二 地方法人特別税等に関する暫定措置法</p> <p style="text-align: center;">（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に</p>

対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を、法人の行う事業に対する事業税の収入額については同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付額をそれぞれ控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 略

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額、利子割交付金の収入見込額及び法人事業税交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割、利子割交付金の収入額及び法人事業税交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を

控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 略

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

(法第三十三条の五の六の額の算定方法)

第二条の二 法第三十三条の五の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない都道府県 当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）第三条第二項に規定する法人事業税の決算額をいう。以下同じ。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額から当該年度の当該都道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額（当該年度の地方財政計画に記載された地方法人特別譲与税の収入見込額から平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三十三条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額を控除した額の二分の一に相当する額を同条第一項に規定する各都道府県の人口であん分した額及び他の二分の一に相当する額を同項に規定する各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体

(法第三十三条の五の六の額の算定方法)

第二条の二 法第三十三条の五の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない都道府県 当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則

（平成二十年総務省令第八十六号）第三条第二項に規定する法人事業税の決算額をいう。以下同じ。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額から当該年度の当該都道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額（当該年度の地方財政計画に記載された地方法人特別譲与税の収入見込額から地方法人特別税等に関する暫定措置法

第三十三条第二項第三

号に規定する財源超過団体調整額を控除した額の二分の一に相当する額を同条第一項に規定する各都道府県の人口であん分した額及び他の二分の一に相当する額を同項に規定する各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体

にあつては当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額を加えた額をいう。）を控除した額（次号及び第三号において「地方法人特別税等減収額」という。）

二 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定により交付を受ける普通交付税の額（以下この条及び附則第二条の十五において「普通交付税の額」という。）が地方法人特別税等減収額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県 地方法人特別税等減収額から普通交付税の額を控除した額

三 当該年度の普通交付税の額が地方法人特別税等減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県 地方法人特別税等減収額に百分の二十五を乗じて得た額

（法第三十三条の五の九の額の算定方法）

第二条の十五 法第三十三条の五の九に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない地方公共団体 次に掲げる地方公共団体の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 都道府県 (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

(1) 次の算式により算定した地方税法等の一部を改正する法律（平

）にあつては当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額を加えた額をいう。）を控除した額（以下「減収額」という。）

二 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定により交付を受ける普通交付税の額（次号
の額）という。）が減収額
に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県 減収額
から普通交付税の額を控除した額

三 当該年度の普通交付税の額が減収額
に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県 減収額
に百分の二十五を乗じて得た額

成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の道府県民税の法人税割の減収額及び地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定に基づく法人事業税交付金の交付額の合算額

算式

$$\frac{(A \times (B / C) - A) + D}{}$$

算式の符号

A 当該年度の道府県民税の法人税割の収入額

B 平成二十六年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第五十一条に規定する法人税割の標準税率によつて各道府県において定めた率

C 地方税法第五十一条に規定する法人税割の標準税率によつて各道府県において定めた率

D 当該年度の法人事業税交付金の交付額

- (2) 次の算式により算定した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。ロ(2)において「抜本改革法」という。）の施行による当該年度の地方消費税の増収額

算式

$$\frac{A \times (1 - B)}{}$$

算式の符号

- A 地方税法第七十二条の百十六第一項に掲げる同法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額
- B 地方消費税の収入額のうち持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るもの（ロ(2)において「社会保障充実分」という。）に活用する額に相当する額を算定するために総務大臣が定める率

ロ 市町村 (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

- (1) 次の算式により算定した平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の市町村民税の法人税割の減収額

算式

$$\frac{A \times (B / C) - A}{\text{算式の符号}}$$

算式の符号

- A 当該年度の市町村民税の法人税割の収入額
- B 平成二十六年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の四に規定する法人税割の標準税率によつて各市町村において定めた率
- C 地方税法第三百十四条の四に規定する法人税割の標準税率

に よ っ て 各 市 町 村 に お い て 定 め た 率

(2) 次 の 算 式 に よ り 算 定 し た 法 人 事 業 税 交 付 金 の 収 入 額 及 び 抜 本 改 革 法 の 施 行 に よ る 当 該 年 度 の 地 方 税 法 第 七 十 二 条 の 百 十 五 第 二 項 の 規 定 に よ り 市 町 村 に 対 し 交 付 す る も の と さ れ る 地 方 消 費 税 に 係 る 交 付 金 (以 下 こ の (2) に お い て 「 地 方 消 費 税 交 付 金 」 と い う 。) の 増 収 額

算 式

$$\frac{A + B \times (1 - C)}{}$$

算 式 の 符 号

A 当 該 年 度 の 法 人 事 業 税 交 付 金 の 収 入 額

B 地 方 税 法 第 七 十 二 条 の 百 十 六 第 二 項 に 掲 げ る 回 法 第 七 十 二 条 の 百 十 五 第 二 項 の 規 定 に よ り 道 府 県 か ら 交 付 を 受 け た 額 に 相 当 す る 額

C 地 方 消 費 税 交 付 金 の 収 入 額 の う ち 社 会 保 障 充 実 分 に 活 用 す る 額 に 相 当 す る 額 を 算 定 す る た め に 総 務 大 臣 が 定 め る 率

二 当 該 年 度 に 地 方 交 付 税 法 第 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 普 通 交 付 税 の 交 付 を 受 け る 地 方 公 共 団 体 次 に 掲 げ る 地 方 公 共 団 体 の 区 分 に 応 じ そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額

イ 当 該 年 度 の 普 通 交 付 税 の 額 が 前 号 イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 方 公 共 団 体 の 区 分 に 応 じ 当 該 イ 及 び ロ に 定 め る 額 に 百 分 の 七 十 五 を 乗 じ て 得 た 額 に 満 た ない 地 方 公 共 団 体 前 号 イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 方 公 共 団 体 の 区 分 に 応 じ 当 該 イ 及 び ロ に 定 め る 額 か ら 当 該 年 度 の 普 通 交 付 税 の 額 を 控 除 し た 額

ロ 当該年度の普通交付税の額が前号イ及びロに掲げる地方公共団体の区分に応じ当該イ及びロに定める額に百分の七十五を乗じて得た額以上である地方公共団体 前号イ及びロに掲げる地方公共団体の区分に応じ当該イ及びロに定める額に百分の二十五を乗じて得た額